

ITER ダイバータ不純物モニター用二次元配列
モックアップ用光ファイバーバンドルの試作

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

那珂フュージョン科学技術研究所

I T E R プロジェクト部計測開発グループ

目次

| | |
|----------------------------------|----|
| 1. 一般仕様..... | 1 |
| 1.1 件名..... | 1 |
| 1.2 目的及び概要..... | 1 |
| 1.3 納入物..... | 1 |
| 1.4 納期..... | 1 |
| 1.5 納入場所..... | 1 |
| 1.6 納入条件..... | 1 |
| 1.7 提出図書..... | 1 |
| 1.8 検査条件..... | 2 |
| 1.9 契約不適合責任..... | 2 |
| 1.10 品質管理..... | 2 |
| 1.11 適用法規・規格基準..... | 2 |
| 1.12 情報セキュリティの確保..... | 2 |
| 1.13 知的財産権及び技術情報等の取扱い..... | 2 |
| 1.14 グリーン購入法の推進..... | 2 |
| 1.15 協議..... | 2 |
| 1.16 その他..... | 3 |
| 2. 技術仕様..... | 4 |
| 2.1 製作仕様..... | 4 |
| 2.2 検査条件..... | 8 |
| 2.3 提出図書..... | 8 |
| 別添-1 知的財産権特約条項..... | 9 |
| 別添-2 『イーター調達に係る貨物の免税輸入について』..... | 15 |

1. 一般仕様

1.1 件名

ITER ダイバータ不純物モニター用二次元配列モックアップ用光ファイバーバンドルの試作

1.2 目的及び概要

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）は ITER 機構との間で計測装置に係る取決めを締結し、これに基づき ITER の光学計測装置である ITER ダイバータ不純物モニターの詳細設計作業を進めている。本件は、ITER ダイバータ不純物モニター用二次元配列モックアップ用光ファイバーバンドルを試作することにより、ITER の調達活動に資するものである。

1.3 納入物

以下の品を納入すること。

- (1) 本仕様書に記載の光ファイバーバンドル試作品 1 台
- (2) 1.7 項に示す提出図書

1.4 納期

令和 8 年 10 月 30 日(金)

1.5 納入場所

茨城県那珂市向山 801-1

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 先進計測開発棟 指定場所

1.6 納入条件

持込渡し又は宅配便等による配送（輸送費用は受注者負担）。

1.7 提出図書

下表に示す図書を提出すること。

| No. | 図書名 | 提出時期 | 部数 | 確認 |
|-----|----------------------|--|-----|----|
| 1 | 作業工程表 | 契約後 2 週間以内 | 1 部 | 不要 |
| 2 | 打合せ議事録 | 打合せ後 1 週間以内 | 1 部 | 不要 |
| 3 | 製作確認図 | 製作開始前 | 1 部 | 要 |
| 4 | 検査要領書 | 検査開始前 | 1 部 | 要 |
| 5 | 検査成績書 | 納期まで | 1 部 | 不要 |
| 6 | 再委託承諾願 (QST 指定様式) | 再委託先による作業開始の 2 週間前まで ※再委託等がある場合に紙媒体にて提出 | 1 部 | 要 |

提出図書は、紙媒体の他、電子メール又は QST のオンラインストレージシステムによって提出すること。提出図書の詳細内容は、協議の上決定される。

(提出図書の確認方法)

QST は確認のために提出された図書を受領したときは、期限日を記載した受領印を押印して返却す

る。また、当該期限までに確認を完了し、受理しない場合には修正を指示し、修正等を指示しないときは受理したものとする。

ただし、再委託承諾願については紙媒体での提出後に QST が確認し、書面で回答する。

1.8 検査条件

1.3 項に示す納入物の完納及び製作物が 2.2 項に示す検査に合格したことを QST が確認したときをもって検査合格とする。

1.9 契約不適合責任

契約不適合責任については、契約条項のとおりとする。

1.10 品質管理

受注者は、本契約に係る製作及び検査の工程において十分な品質管理を行うこととする。

1.11 適用法規・規格基準

本件の製作に当たっては、以下の法令、規格、基準等を適用又は準用して行うこと。

- (1) 国際標準化機構 (ISO) 規格
- (2) その他受注業務に関し、適用又は準用すべき全ての法令・規格・基準等

1.12 情報セキュリティの確保

情報セキュリティの確保については、契約条項のとおりとする。

1.13 知的財産権及び技術情報等の取扱い

(1) 知的財産権等の取扱い

知的財産権等の取扱いについては別添一『知的財産権特約条項』に示すとおりとする。

(2) 技術情報

受注者は、本契約を実施することによって得た技術情報を第三者に開示しようとする際には、あらかじめ書面による QST の承認を得なければならない。

QST が本契約に関し、その目的を達成するため受注者の保有する技術情報を了知する必要性が生じた場合は、QST と受注者の協議の上、受注者は当該技術情報を無償で QST に提供すること。

(3) 成果の公開

受注者は、本契約に基づく業務の内容及び成果について、発表若しくは公開し、又は特定の第三者に提供しようとする際は、あらかじめ書面による QST の承認を得なければならない。

1.14 グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.15 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と

協議の上、その決定に従うものとする。

1.16 その他

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定（イーター協定）に基づき、イーターに係る貨物の日本国内機関(JADA)及びメーカー・商社による輸入関税及び引取りに係る内国消費税の免税輸入を可能とする例外的な措置がある。詳細については、別添-2を参照し、これに従うこと。

2. 技術仕様

2.1 項にモックアップ用光ファイバーバンドルの試作品製造仕様を示す。

製作物に対しては 2.2 項に示す検査を実施し、2.3 項に示す図書を提出すること。

2.1 製作仕様

- (1) 片側の端部を 86 本 7 列 2 ブロックの配列とし、反対側の端部を 1204 個の FC コネクタ (FC/PC コネクタ) とすること。以降、前者は「バンドル側端部」と呼び、後者は「FC 端部」と呼ぶ。材質は非磁性体のものを使用すること。
- (2) バンドル側端部配列仕様
 - (ア) 配列: 86 本 x 7 列 x 2 ブロック 図 2.1-1 参照
 - (イ) 2.1(4)にて指定する光ファイバー素線の被覆を除去し、ピッチはクラッド径である 125 μm で配列のこと。
 - (ウ) 配列ピッチ (各ファイバーの中心) は、86 本並び方向に $\pm 13 \mu\text{m}$ のずれを許容 ($\pm 5 \mu\text{m}$ を目標とする) し、7 列方向も $\pm 13 \mu\text{m}$ のずれを許容する。
 - (エ) 7 列と 7 列の間のスペーサーは、5.1mm の幅として、その許容量は $\pm 0.05\text{mm}$ とする。
 - (オ) CHANNEL (チャンネル) 番号は、列方向に A~G, スペーサー, H~N とし、86 本方向に -01~-86 とする (図 2.1-1 参照)。
- (3) バンドル側端コネクタの仕様

上記 (1) (2) で示した仕様で配列させた光ファイバーを組み込んだ、以下の仕様のコネクタをバンドル側端部に装着すること。基準面からスペーサーまでの距離を $12.5 \pm 0.03 \text{ mm}$ とし、基準面に対する垂直方向 ($90 \pm 0.1^\circ$) の面からファイバー列端までの距離を $12.5 \pm 0.03 \text{ mm}$ とする。図 2.1-2 及び図 2.1-2-2 を参照。

寸法: 幅×高さ×奥行 = $36 \pm 0.1 \times 30 \pm 0.1 \times 60 (\text{mm})$ (奥行きは目安とする)

研磨: 0° flat

また、材質は非磁性体のものを使用すること。
- (4) 光ファイバー素線仕様
 - (ア) Ceram Optec 社製 OPTRAN®UVNSS 100/125/140/CP (あるいはこれに相当する放射線耐性を有する素線を使用すること)
 - (イ) コア径: $\phi 100 \pm 2 (\mu\text{m})$ 、クラッド径: $\phi 125 \pm 2.5 (\mu\text{m})$
 - (ウ) NA: 0.12 ± 0.02
 - (エ) 透過光波長: 200-1000 (nm)
- (5) バンドル側端部での CHANNEL (チャンネル) 番号や記号を、中継部 1, 2 ならびに FC 端部に表示のこと (図 2.1-3 参照)。印刷や刻印などが好ましいがテープなどによるラベル貼付けでも可能とする。
- (6) 光ファイバーの断線は、1 列あたり 1 本以下を目標とする。また、特定の箇所断線が集中しないこととし、光ファイバー全体では 2% 以下とする。
- (7) 本試作品の全長 : $2,000 + 200 \sim 0 (\text{mm})$ ただし、中継部毎に $\pm 100 \text{ mm}$ とすること。
- (8) 接着剤: 光学用途に適した、ハロゲンフリー認証済みの接着剤を使用のこと (株式会社 理経

製品 Epo-Tek 353ND-LH-Ultra や 353ND-LH Premi μ m、301-2 等 相当品可) とする。

(9) 計測結果の提供

バンドル側端部の 86 本のピッチ及び 7 列のピッチばらつき (隣接光ファイバー中心間距離ばらつき及び中心の高さ方向ばらつき) を精度 1 μ m 以下目標にて計測すること。2 ブロック目も同様。

(10) 使用環境温度: 5~50 $^{\circ}$ C

(11) 台数: 1 台

(12) 製作仕様外となる可能性が露見された場合は直ちに QST と協議を行い、その要否の判断を仰ぐこと。

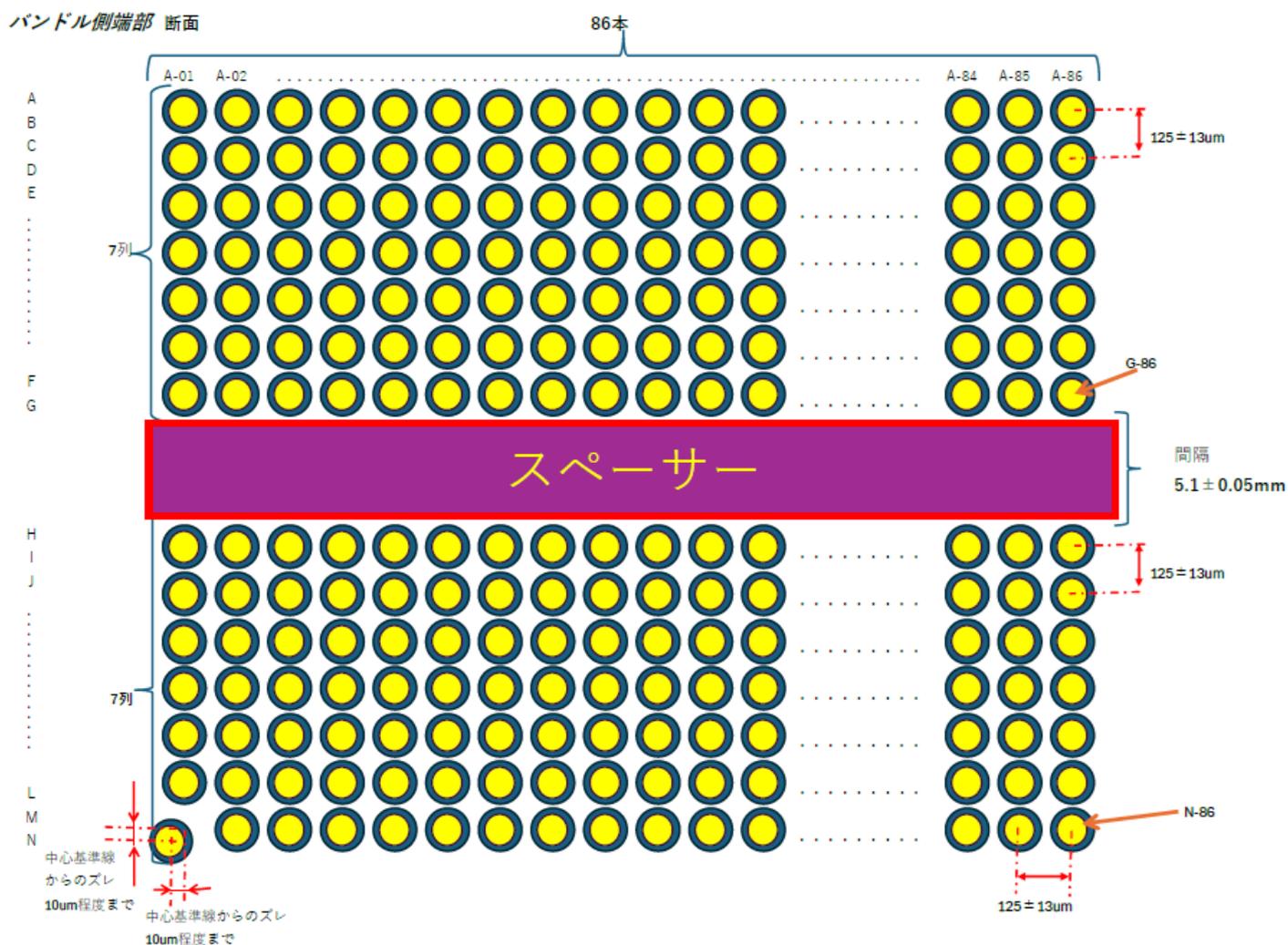


図 2.1-1 バンドル側端部配列仕様参考図

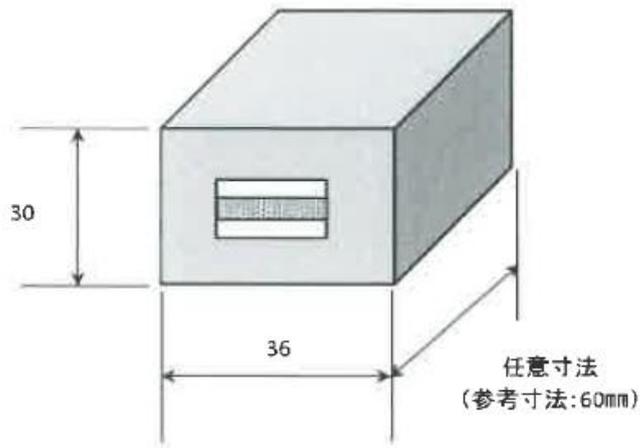


図 2.1-2 バンドル側端外形形状参考図

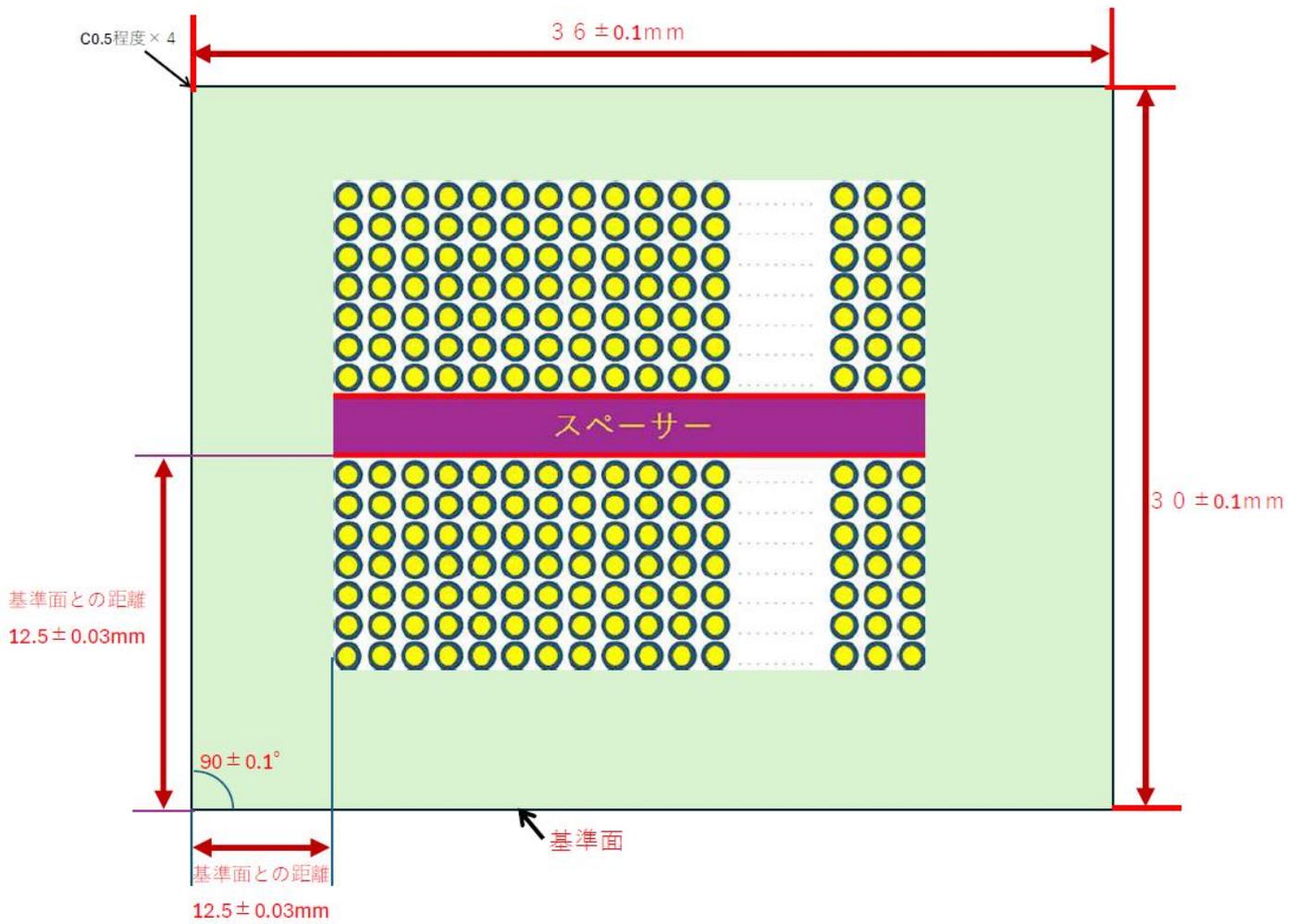


図 2.1-2-2 バンドル側端外形形状参考図

2.2 検査条件

製作物に対して、以下に示す条件で検査を実施すること。

(1) 端面検査

バンドル側端面およびFC 端部(全数)の端面について、製造上の機械的欠陥、および、異物なきことを確認のこと。バンドル側端部の表面粗さや平坦度が著しく乱れていることの無きよう確認のこと。

(2) チャンネル番号検査

バンドル側端部でのチャンネル番号(A-01～N-86)とFC 端部の表示番号の一致を確認すること。

(3) 断線検査

光ファイバーの断線の有無を確認のこと。

(4) 透過率測定

受注者によって検査要領書に記載された透過率測定を行い、検査成績書にその結果を記載すること。

(5) 寸法検査

製作品が、製作確認図で指定される設計公差以内で製作されているか確認すること。また、2.1 項(9)に記載されているファイバー間ピッチの確認も行うこと。

2.3 提出図書

各提出図書は以下の内容を含めて作成すること

(1) 作業工程表

製作期間（開始から完了）、検査要領書の提出時期、検査期間及び納品時期を記すこと。

(2) 打合せ議事録

日付、参加者、決定事項、行動事項、期限を含めること。

(3) 製作確認図

製作品の寸法及びその公差を記すこと。

製作品にかかわる構成部品の内容、点数が分かる図や表になっていること。

受注者は、製作確認図がQSTによって確認されるまで、製作を開始してはならない。

(4) 検査要領書

2.2 項に示した検査の要領を記すこと。

検査に使用した計測機器を記すこと。

受注者は、検査要領書がQSTによって確認されるまで、検査を開始してはならない。

(5) 検査成績書

検査要領書に記載されている内容に関する検査結果を記載すること。

以上

別添一1 知的財産権特約条項

(知的財産権等の定義)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利（以下総称して「産業財産権等」という。）
- 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
- 三 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国における著作権に相当する権利（以下総称して「著作権」という。）
- 四 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この特約条項において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許権の対象となるものについてはその発明
- 二 実用新案権の対象となるものについてはその考案
- 三 意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについてはその案出

3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為、種苗法第2条第5項に定める行為及びノウハウを使用する行為をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 甲は、本契約に関して、乙が単独で発明等を行ったときは、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- 一 乙は、本契約に係る発明等を行った場合には、次条の規定に基づいて遅滞なくその旨を甲に報告する。

二 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

三 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

四 乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に届け出、甲の承認を受けなければならない。

イ 子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下同じ。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認 TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成 10 年法律第 52 号）第 4 条第 1 項の承認を受けた者（同法第 5 条第 1 項の変更の承認を受けた者を含む。）又は認定 TLO（同法第 11 条第 1 項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に当該知的財産権を移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 乙は、前項に規定する書面を提出しない場合、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を甲に譲り渡さなければならない。

3 乙は、第 1 項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（知的財産権の報告）

第 3 条 前条に関して、乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請を行うときは、出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて、あらかじめ甲にその旨を通知しなければならない。

2 乙は、産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）第 17 条第 1 項に規定する特定研究開発等成果に該当するもので、かつ、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号実用新案法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 11 号）及び意匠法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 12 号）等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願である旨を表示しなければならない。

3 乙は、第 1 項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から 60 日以内（ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は 90 日以内）に、

甲にその旨書面により通知しなければならない。

- 4 乙は、本契約に係る産業財産権等を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第4項に規定する場合を除く。）は、実施等した日から60日以内（ただし、外国にて実施等をした場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 5 乙は、本契約に係る産業財産権等以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により甲に報告しなければならない。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の移転）

第4条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を第三者に移転する場合（本契約の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。）には、第2条から第6条まで及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りでない。
- 3 乙は、第1項に規定する第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
- 4 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転を行った日から60日以内（ただし、外国にて移転を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 5 乙が第1項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第2条第1項各号及び第3項並びに第3条から第6条まで及び第12条の規定を遵守するものとする。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の実施許諾）

第5条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、第2条、本条及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権に関し、第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の書面による承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合は、この限りではない。
- 3 乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
- 4 乙は、第2項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日以内（ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

- 5 甲は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が 甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲乙協議の上決定する。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の放棄)

第6条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第7条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権について共同出願契約を締結し、甲乙共同で出願又は申請するものとし、当該知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出なければならない。

一 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

二 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲が指定する 第三者に許諾する。

2 前項の場合、出願又は申請のための費用は原則として、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。

3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で甲に譲り渡さなければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の移転)

第8条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権のうち、自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施許諾)

第9条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、その許諾の前に相手方に書面によりその旨通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施)

第 10 条 甲は、本契約に関して乙と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が本契約に関して甲と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことに鑑み、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の放棄)

第 11 条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(著作権の帰属)

第 12 条 第 2 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、本契約の目的として作成され納入される著作物に係る著作権については、全て甲に帰属する。

2 乙は、前項に基づく甲及び甲が指定する 第三者による実施について、著作権人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作権人格権を行使しないように必要な措置を執るものとする。

3 乙は、本契約によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本契約による成果である旨を明示するものとする。

(合併等又は買収の場合の報告等)

第 13 条 乙は、合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合（乙の親会社に変更した場合を含む。第 3 項第 1 号において同じ）は、甲に対しその旨速やかに報告しなければならない。

2 前項の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし、本契約の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、乙は、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾しなければならない。

3 乙は、本契約に係る知的財産権を第三者に移転する場合、次の各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させなければならない。

一 合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合は、甲に対しその旨速やかに報告する。

二 前号の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし本業務の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾する。

三 移転を受けた知的財産権をさらに第三者に移転するときは、本項各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させる。

(秘密の保持)

第 14 条 甲及び乙は、第 2 条及び第 7 条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願又は申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第 15 条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して、本特約条項の各規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第 16 条 第 2 条及び第 7 条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 17 条 本特約条項の有効期限は、本契約の締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。

以上

別添-2 『イーター調達に係る貨物の免税輸入について』

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定（イーター協定）に基づき、イーターに係る貨物の日本国内機関(JADA)及びメーカー・商社による輸入関税及び引取りに係る内国消費税の免税輸入を可能とする例外的な措置について、以下の要件等を遵守することで免税法令の適用対象となることが出来ます。

1. 免税適用のための要件

(1) 免税適用となる貨物

- ・イーター活動（R&D 及びクオリフィケーションを含む）のためだけに使用される物品を適用対象とする。
- ・この内、完成品（本契約における納入品を言う）のみを適用対象とする。
- ・ただし、8割方以上完成している物品については、ほぼ完成品の輸入とみなし、適用対象とする。

(2) 免税適用とならない貨物

- ・原材料及び資機材、並びに製作治具等。
- ・本契約締結日より前に輸入した物品。
- ・上記(1)に該当する物品と該当しない物品とが混在して輸入され、別個に通関申告が出来ない場合。

疑義が生じる場合には、輸入前にQST担当者と別途協議するものとする。

2. 必要な手続き

- (1) 1. (1)に該当する貨物を輸入する際には、輸入手続きを開始する前に必ずQSTの契約担当者に申し出ること。免税適用に疑義がある場合も同様とする。
- (2) 受注者は、輸入申告前にQSTから発行される「確認書」の正本を受領し、輸入通関書類と併せて申告すること。

3. 契約に係る注意事項

- ・免税輸入通関のためには、通関申告前に、QSTから通関を予定している税関に連絡する必要がある。（その際、輸入通関書類及び「確認書」（写し）の提出をしている）。
- ・契約に際しては、免税を加味しない金額で契約を実施するが、免税が適用された場合には、免税相当額を減額して支払うこととし、事前に書面をもって確認する。
- ・免税適用可否については、通関する担当税関が最終判断を担うが、(1)にて免税適用となりうる貨物に関しては、免税となるよう誠意をもってQST担当者と協力すること。

4. 免税適用法令－抜粋（参考）

(1) 関税定率法（外交官用貨物等の免税）

第十六条 左の各号に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一 本邦にある外国の大使館、公使館その他これらに準ずる機関に属する公用品。但し、外国にある本邦のこれらの機関に属する公用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。

(2) 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（免税等）

第十三条 次の各号に掲げる課税物品で当該各号に規定する規定により関税が免除されるもの（関税が無税とされている物品については、当該物品に関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべきものを含む。第三項において同じ。）を保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る消費税を免除する。

三 関税定率法第十六条第一項 各号（外交官用貨物等の免税）に掲げるもの

以上